

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第209号	
事故等種類	運航不能（蓄電池過放電）	
発生日時	平成21年6月16日（火） 13時25分ごろ	
発生場所	舞鶴湾 博奕岬灯台から南南西2.1km付近	
事故等調査の経過	平成21年7月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし（直流電圧12Vの蓄電池1個が過放電）	
事故等の経過	<p>本船は、天候が悪化し始めたことから、釣り場から帰港するため、主機（船内外機）の始動を試みたところ、平成21年6月16日13時25分ごろ、始動用蓄電池（12V、1個）が過放電し、機関の始動ができないまま運航不能となった。</p> <p>本船は、保安部の巡視船の来援を受け、巡視船からブースターケーブルで自船の船内機を始動し、自力で帰航した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>主機始動用の蓄電池が過放電し、始動用電動機を駆動できなくなり、主機の始動・運転が不能となって運航不能に陥ったものと考えられる。</p> <p>同蓄電池は寿命のため容量が低下していたうえ、停泊中の補充電が行われず、過放電気味であったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が舞鶴湾において漂泊中、主機始動用蓄電池が過放電したため、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。	